

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月13日
【四半期会計期間】	第169期第3四半期（自平成24年10月1日至平成24年12月31日）
【会社名】	株式会社日清製粉グループ本社
【英訳名】	NISSHIN SEIFUN GROUP INC.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大枝宏之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京(03)5282-6610
【事務連絡者氏名】	常務取締役 経理・財務本部長 経理・財務本部経理部長 中川雅夫
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京(03)5282-6610
【事務連絡者氏名】	常務取締役 経理・財務本部長 経理・財務本部経理部長 中川雅夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第168期 第3四半期連結 累計期間	第169期 第3四半期連結 累計期間	第168期
会計期間	自平成23年 4月1日 至平成23年 12月31日	自平成24年 4月1日 至平成24年 12月31日	自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日
売上高 (百万円)	329,627	342,121	441,963
経常利益 (百万円)	20,757	19,806	26,132
四半期(当期)純利益 (百万円)	10,905	12,002	13,326
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	10,012	10,171	17,962
純資産額 (百万円)	290,891	303,641	298,798
総資産額 (百万円)	402,740	419,544	431,956
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	43.89	48.31	53.63
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	70.4	70.5	67.5

回次	第168期 第3四半期連結 会計期間	第169期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成23年 10月1日 至平成23年 12月31日	自平成24年 10月1日 至平成24年 12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	17.02	20.80

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、主要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

##### (1) 製粉事業

ニュージーランドにおいて製粉事業を営むため、平成24年12月にChampion Flour Milling Ltd.(連結子会社)を設立しました。

##### (2) 食品事業

業務用プレミックス事業の拡大を図るため、平成24年10月に日清製粉プレミックス(株)(連結子会社)を設立しました。また、中食・惣菜事業及び冷凍食品事業の基盤強化のため、平成24年12月にトオカツフーズ(株)の株式を取得し、持分法適用会社としました。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

#### (1) Goodman Fielder New Zealand Limitedの製粉事業部門の取得について

当社及び当社の子会社である日清製粉株式会社は、取締役会において、オーストラリアにおける大手食品企業であるGoodman Fielder Limitedの100%子会社Goodman Fielder New Zealand Limitedの製粉事業部門を取得する事業譲渡契約を締結することを決定し、平成24年12月7日付で当該契約を締結いたしました。

事業譲渡の概要は以下のとおりであります。

#### 取得の形態

当社グループが新たにニュージーランドに設立した現地法人を通じ、事業譲渡の方式によりGoodman Fielder New Zealand Limitedの製粉事業部門を取得

#### 現地法人への出資割合

当社25%、日清製粉(株)75%

なお、事業譲渡の完了日は、平成25年2月下旬ごろの予定であります。

#### (2) トオカツフーズ株式会社の株式取得について

当社は、平成24年12月25日開催の取締役会において、総合中食サプライヤーであるトオカツフーズ株式会社の株式の普通株式（議決権付株式）49%（議決権所有割合）及びB種優先株式（無議決権株式）の全部をみよし投資事業有限責任組合から取得することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

なお、当社は、平成24年12月28日に上記全株式を取得しております。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日（平成25年2月13日）現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況（経営成績）及び経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

当社は昨年4月より長期的な成長を実現するため、トップライン（売上高）の拡大と海外事業の拡大を最優先戦略とする中期経営計画「NNI-120、スピードと成長、拡大」をスタートし、各事業において積極的な取組みを進めております。

当第3四半期連結累計期間につきましては、東日本大震災の復興需要並びに政策効果等により緩やかな景気回復の兆しがみられたものの、海外景気の減速を背景とした先行き不透明感や長引くデフレ環境により個人消費が低迷するなど依然として厳しい環境となりました。このような中、各事業においてトップライン（売上高）の拡大に向け、積極的な販売促進施策に取り組みました。また、昨年3月に買収した米国のMiller Milling Company, LLCおよび10月に設立した新会社日清製粉プレミックス(株)は順調に推移しております。12月には、ニュージーランド最大の製粉事業の取得を決定し、新会社Champion Flour Milling Ltd.を設立いたしました。更に、総合中食メーカーのトオカツフーズ(株)に出資するなど成長拡大に取り組みました。

一方、将来のコスト競争力強化策として、製粉工場の集約に取り組んでおり、昨年5月に九州において福岡新工場の建設に着工し、12月に中部において知多工場に新ラインを増設することを決定いたしました。

なお、輸入小麦の政府売渡価格が、昨年4月に5銘柄平均で15%引き下げられ、10月に同3%引き上げられたことを受け、製品価格改定を実施いたしました。

この結果、第3四半期連結累計期間の業績は、売上高はMiller Milling Company, LLCの連結効果や中食・惣菜、冷凍食品の伸長、医薬品原薬の新規出荷等により、3,421億210百万円（前年同期比103.8%）となりました。利益面では、食品事業において拡販費用を増加したことなどから、営業利益は171億430百万円（前年同期94.8%）、経常利益は198億600百万円（前年同期95.4%）、四半期純利益は120億200百万円（前年同期110.1%）となりました。

## セグメント別の売上高・営業利益概況

### (製粉事業)

製粉事業につきましては、国内の小麦粉消費が伸び悩む市場環境にありましたが、「価値営業」を推進し、お客様との関係強化に注力した結果、国内業務用小麦粉の出荷は前年並みとなりました。また、輸入小麦の政府売渡価格が昨年4月に5銘柄平均で15%引き下げられ、10月に同3%引き上げられたことを受け、それぞれ7月と12月に業務用小麦粉の価格改定を実施いたしました。

生産・物流面では、引き続き生産性向上及び固定費削減等のコスト削減の取組みを推進いたしました。また、将来のコスト競争力強化策として、製粉工場の集約に取り組んでおり、昨年5月に九州において福岡新工場の建設に着工し、12月に中部において知多工場に新ラインを増設することを決定いたしました。

副製品であるふすまにつきましては、価格は堅調に推移しました。

海外事業につきましては、昨年3月に買収したMiller Milling Company, LLCの連結効果とタイの日清S T C製粉(株)の周辺諸国への輸出等の拡販施策により、出荷は前年を上回りました。また、12月にオーストラリア及びニュージーランドの大手食品企業であるGoodman Fielderのニュージーランドにおける製粉事業の取得を決定し、新会社Champion Flour Milling Ltd.を設立いたしました。

この結果、製粉事業の売上高は1,348億36百万円(前年同期比104.1%)、営業利益は70億17百万円(前年同期比117.2%)となりました。

### (食品事業)

加工食品事業につきましては、生活者の個食化・簡便化のニーズに対応する家庭用新製品の投入、T V C Mの放映や消費者キャンペーンを実施するなど積極的な販売促進施策を展開した結果、家庭用常温製品の出荷は前年を下回ったものの、冷凍食品の大幅な出荷伸長等により、売上げは前年を上回りました。また、今後、大きな成長が期待されている業務用プレミックス事業において、昨年10月に新会社日清製粉プレミックス(株)を設立し、国内外においてスピード感をもって事業拡大を推進する体制に移行いたしました。中食・惣菜事業につきましては、売上げ拡大に向けた取組みを推進し、売上げは前年を上回りました。なお、12月に総合中食メーカーであるトオカツフーズ(株)に出資し、今後、同社との連携により一層の事業拡大を図ってまいります。海外事業につきましては、成長を続ける中国・東南アジア市場を中心に新規顧客の獲得に向けた積極的な商品提案に努めたことにより、売上げは前年を上回りました。

酵母・バイオ事業の酵母事業につきましては、イーストの出荷は前年並みとなりましたが、総菜等の伸長により、売上げは前年を上回りました。バイオ事業は診断薬原料等が好調に推移し、売上げは前年を上回りました。

健康食品事業につきましては、医薬品原薬「E P A - E」の新規出荷に加え、自社通販ルートの新設等により消費者向け製品の販売も好調に推移し、売上げは前年を上回りました。

この結果、食品事業の売上高は1,770億63百万円(前年同期比102.9%)、営業利益は82億70百万円(前年同期比83.5%)となりました。

### (その他事業)

ペットフード事業につきましては、市場ニーズに応じた新製品を発売するなど積極的な販売促進施策を実施しましたが、消費低迷や店頭価格の下落等の影響により、売上げは前年を下回りました。

エンジニアリング事業につきましては、主力のプラントエンジニアリングのほか、受託加工、機器販売も好調に推移し、売上げは前年を上回りました。

メッシュクロス事業につきましては、スクリーン印刷用資材はやや低調となりましたが、自動車部品業界の復調を受けた化成品の伸長により、売上げは前年を上回りました。

この結果、その他事業の売上高は302億21百万円(前年同期比107.8%)、営業利益は18億77百万円(前年同期比84.1%)となりました。

## 経常利益・四半期純利益の状況

### (経常利益)

金融収支戻は14億58百万円(益)で、前第3四半期連結累計期間に比べ17百万円増加しました。持分法による投資利益は7億11百万円で、前第3四半期連結累計期間に比べ48百万円減少しました。これは主に配合飼料関連会社の利益が減少したことによります。その他雑損益合計は4億92百万円(益)で、前第3四半期連結累計期間に比べ25百万円増加しました。

以上の結果、営業外損益合計では26億62百万円(益)となり、前第3四半期連結累計期間に比べ6百万円減少し、経常利益は前第3四半期連結累計期間に比べ、9億50百万円(4.6%)減の198億6百万円となりました。

( 四半期純利益 )

特別利益は1億94百万円、特別損失は4億82百万円で差引特別損益は2億87百万円(損)となり、税金等調整前四半期純利益は前第3四半期連結累計期間に比べ2億62百万円増の195億19百万円となりました。特別利益のうち主なものは固定資産売却益1億43百万円であり、特別損失のうち主なものは固定資産除却損3億97百万円であります。

税金等調整前四半期純利益から、法人税等69億87百万円、少数株主利益5億29百万円を差し引き、四半期純利益は120億2百万円、前第3四半期連結累計期間に比べ10億96百万円(10.1%)増となりました。

( 2 ) キャッシュ・フローの状況、資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、記載しておりません。

( 3 ) 事業上及び財務上の対処すべき課題

前事業年度の有価証券報告書に記載した事業上及び財務上の「対処すべき課題」について、当第3四半期連結累計期間における重要な変更、進捗及び新たに発生した課題は以下のとおりです。

なお、当四半期報告書提出日(平成25年2月13日)現在までの状況も含めて記載しております。

1) 各事業の経営戦略

製粉事業におきましては、平成27年夏を目途に臨海部に位置する愛知県の知多工場に最新鋭の新ラインを増設し、内陸部に位置する名古屋工場の小規模ラインの操業を停止することを決定いたしました。現在、建設中の福岡新工場と合わせて、大型臨海工場へ生産を集約することで、コスト競争力の強化を実現してまいります。

食品事業におきましては、昨年10月に業務用プレミックスの新会社、日清製粉プレミックス(株)を設立いたしました。今後、大きな成長が期待されている業務用プレミックス事業において、国内外でスピード感をもって事業拡大を図ってまいります。また、中食・総菜において、昨年12月に総合中食サプライヤーであるトオカツフーズ(株)に出資いたしました。当社グループは予てより中食・惣菜事業を成長分野の一つと位置付け主力事業に育てるべく取り組んでまいりましたが、今後、同社との提携により一層の拡大を図ってまいります。

健康食品事業におきましては、日清ファルマ(株)はAmarin Corporation plc向けに高トリグリセリド血症治療薬の原薬「EPA-E」の本格供給を開始し、売上げは順調に推移しております。

2) 国際化戦略

昨年12月にオーストラリア及びニュージーランドの大手食品企業であるGoodman Fielderのニュージーランドにおける製粉事業の取得を決定し、新会社Champion Flour Milling Ltd.を設立いたしました。また、タイの日清S T C製粉(株)におきまして、約20%の生産能力増強工事を進めておりましたが、本年1月に予定通り工事が完了し、稼働いたしました。昨年3月に買収した米国のMiller Milling Company, LLCにおきまして、本年2月の稼働に向けて約30%の生産能力増強に取り組んでいます。

これらにより、北米、アジア、オセアニアでの環太平洋地域において、あらたな市場開拓を進めるとともに、引き続きグローバルな事業拡大を図ってまいります。

3) 企業の社会的責任への取り組み

昨年11月に発祥の地である群馬県館林市に「製粉ミュージアム」を開設いたしました。同ミュージアムは世界的に見ても貴重な製粉(小麦・小麦粉)をテーマにした企業ミュージアムであり、同市において観光資源や教育資産として寄与してまいります。

また、当社は株式会社の支配に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容の概要

当社は、「食」にかかわる企業として、安全安心な食を提供し続けていくことが当社グループの責務であるとともに企業価値の源泉であると考えております。企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるためには、製品の高い安全性と品質の保証、その安定的な供給が必要不可欠です。これらの理解に欠ける者が、当社株式を買い集め、短期的な経済的効率性のみを重視して生産コストや研究開発コストにつき過度の削減を行うなど中長期的視点からの継続的・計画的な経営方針に反する行為を行うことは、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることにつながります。また、これらに限らず株式の買付行為の中には、その態様によっては当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものも存在します。

こうしたことに対処するためには、当社株式の買収者が意図する経営方針や事業計画の内容、買収提案が当社株主や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に与える影響、食の安全を始めとした社会的責任に対する考え方等について、事前の十分な情報開示がなされ、かつ相応の検討期間、交渉力等が確

保される必要があると考えております。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要  
純粋持株会社である当社は、当社グループの経営戦略の立案、効率的な経営資源の配分、事業活動の監査・監督の役割を担い、各事業会社はそれぞれのマーケットに最適化することで、製品の高い安全性と品質の保証及びその安定的な供給を確保し、相互に企業価値を高め合いグループ全体の企業価値を向上させております。

この体制のもと当社グループは、製品の安全性及び品質を支える生産技術・開発力・分析力等の高い技術力の維持・向上を目指し、長期的な視点に立った継続的・計画的な設備投資を実施するとともに、一層の専門性の確保・向上のための従業員の育成、品質及び設備に関する継続的な監査・指導システムの導入、内部統制、コンプライアンス体制の構築と継続的な徹底などに注力しており、また、お取引先、地域社会を含めた各利害関係者との信頼関係の構築と維持にも努めております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するための方策として、定款第49条及び平成24年6月27日開催の第168回定時株主総会においてご承認いただいた「企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当等承認決議更新の件」の内容に従い、新株予約権の無償割当てを活用した方策(「本プラン」)を導入しております。本プランの概要は以下のとおりです。

- 1) 取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、買収提案をあらかじめ書面により当社に提出し、当該買収提案について本新株予約権(下記6)の無償割当等を行わない旨の取締役会決議(「確認決議」)を求めるよう要請するものとし、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち、買収提案を提出して確認決議を求めるものとします。取締役会は、本プランの迅速な運営を図る観点から、特定買収行為に関する提案を行った者に対し、必要に応じて回答期間を設定して追加的に情報提供を要請する場合があります。この場合でも、最初の情報提供要請を当該提案者に行った日から起算して60営業日以内を上限として、当該提案者が行う回答期間を設定し、当該回答期間の満了をもって企業価値委員会の検討・審議を開始することとします。  
「特定買収行為」とは、a)株券等保有割合が20%以上となる当社の株券等の買付行為(これに準ずる行為として取締役会で定めるものを含みます。)又はb)買付け等の後の株券等所有割合が20%以上となる当社の株券等の公開買付けの開始行為のいずれかに該当する行為をいいます。「買収提案」とは、買収後の当社の経営方針と事業計画、対価の算定根拠、買収資金の裏付け、当社の利害関係者に与える影響その他下記4)ア)ないしキ)記載の事項に関連する情報として当社が合理的に求めるものが記載されたものをいいます。
- 2) 取締役会は、買収提案を受領した場合、当該買収提案を当社の社外役員のみから構成される企業価値委員会に速やかに付議するものとします。
- 3) 企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について取締役会が確認決議を行うべきであることを勧告する決議(「勧告決議」)を行うかどうかを審議します。勧告決議は全委員の過半数の賛成により行われ、当該決議結果は開示されるものとします。企業価値委員会の検討・審議期間は、取締役会による買収提案受領後60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。)とします。合理的理由がある場合に限り、30営業日を上限として検討・審議期間が延長されることがありますが、その場合には、当該理由及び延長予定期間について開示いたします。
- 4) 企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から真摯に行われるものとします。なお、企業価値委員会は、以下に掲げる事項がすべて充たされていると認められる買収提案については、勧告決議を行わなければならないものとし、また、以下に掲げる事項の一部を充たさない買収提案であっても企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に照らして相当であると認められる場合には勧告決議を行うものとします。
  - ア) 下記のいずれの類型にも該当しないこと
    - (a)株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為
    - (b)当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の利益を実現する経営を行う行為
    - (c)当社の資産を買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の債務の担保や弁済原資として流用する行為
    - (d)当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開、商品開発等に必要な資産や資金を減少させるなど、当社の継続的發展を犠牲にして一時的な高いリターンを得ようとする行為
    - (e)その他、当社の株主、取引先、顧客、従業員等を含む当社の利害関係者の利益を不当に害することで買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者が利益をあげる態様の行為
  - イ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること
  - ウ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと
  - エ) 当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されてい

ること、その他本プランの手續に即した真摯な対応がなされていること

- オ) 当該買収提案を当社が検討(代替案を検討し当社株主に対して提示することを含む。)するための期間(買収提案の受領日から60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日、なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は当該日数。))が確保されていること
  - カ) 当社の企業価値及び株主共同の利益に照らして不十分又は不適切であると認められる条件による提案ではないこと
  - キ) その他企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであると合理的に認められること
- 5) 取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとします。取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当等を行うことができないものとします。
  - 6) 特定買収者(特定買収行為を行った者で特定買収行為を行った時点までに確認決議を得なかった者をいいます。)が出現した場合、取締役会は、特定買収者の出現を認識した旨の開示のほか、無償割当基準日、無償割当効力発生日その他本新株予約権の無償割当てに関する必要事項を決定する決議を行い、決定された事項を公表の上、本新株予約権の無償割当てを実行します。「本新株予約権」とは、特定買収者等(特定買収者及びその関係者をいいます。)の行使に制約が付された新株予約権をいいます。  
無償割当基準日の前で取締役会が別途定める日(但し、無償割当基準日の3営業日前の日以降の日を定めることは予定されておりません。)までに、特定買収者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合等には、取締役会は本新株予約権の無償割当ての効力を生じさせないことができます。
  - 7) 本新株予約権の無償割当てを行う場合、無償割当基準日における全普通株主(但し、当社を除く。)に対し、その所有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、2株以下で取締役会が別途定める数となります。各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円に各本新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。
  - 8) 本新株予約権には、未行使の本新株予約権を当社が取得することができる旨の取得条項が付されます。取得の対価は、特定買収者等に該当しない者が保有する本新株予約権については、当該本新株予約権の数に本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式、それ以外の本新株予約権については取得に係る本新株予約権と同数の譲渡制限付新株予約権(特定買収者等の行使に制約が付されたもの)となります。

#### 取締役会の判断及びその理由

本プランは上記の基本方針に沿うものであり、またその合理性を高めるため以下のような特段の工夫が施されており、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

- 1) 本プランは、当社定款第49条の規定に則り、平成24年6月27日開催の第168回定時株主総会において株主の皆様への事前承認を受けております。
- 2) 当社取締役の任期は1年であり、任期中差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っておりません。従って、1回の株主総会普通決議における取締役の選解任を通じて、取締役会決議により本プランを廃止することが可能です。
- 3) 本プランにおける判断の中立性を担保するため、当社社外役員のみから構成される企業価値委員会が、買収提案の内容につき検討を行い、当社の役員としての会社に対する法的義務を背景に、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から買収提案について審議します。そして、企業価値委員会から取締役会に対し、確認決議を行うべきとの勧告決議がなされた場合、取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、同勧告決議に従い確認決議を行わなければならないこととされており、
- 4) 上記 4)ア)ないしキ)記載の事項がすべて満たされていると認められる買収提案については、企業価値委員会は勧告決議を行わなければならないものとされており、客観性を高めるための仕組みが採られております。
- 5) 本プランは、株主総会の承認決議の範囲内で、取締役会決議により毎年見直すことを基本としており、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となっております。
- 6) 株主総会の承認決議の有効期間を、決議から3年に設定しております。3年が経過した時点で、取締役会は、附帯条件の見直し等を含め、改めて株主総会の承認をお願いし、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。
- 7) 本プランは、経済産業省及び法務省が定めた平成17年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件(新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために満たすべき要件)、合理性の要件(株主や投資家など関係者の理解を得るための要件)をすべて満たしております。また、経済産業省企業価値研究会平成20年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

( 4 ) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費は、44億31百万円であります。

( 5 ) 経営戦略の現状と見通し

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営戦略の現状と見通し」について、変更はありません。

( 6 ) 経営者の問題認識と今後の方針について

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者の問題認識と今後の方針」について、変更はありません。



### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	932,856,000
計	932,856,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	251,535,448	251,535,448	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。
計	251,535,448	251,535,448	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年12月31日		251,535		17,117		9,500

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため記載することができないことから、直前の基準日（平成24年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己株式) 普通株式2,995,000		株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。
	(相互保有株式) 普通株式 327,000		同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 246,808,500	493,617	同上
単元未満株式	普通株式1,404,948		
発行済株式総数	251,535,448		
総株主の議決権		493,617	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ2,000株及び7株含まれており、「議決権の数」には、証券保管振替機構名義の完全議決権株式に係る議決権が4個含まれております。

2 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式及び相互保有株式が次のとおり含まれております。なお、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が288株自己株式に含まれております。

自己株式

株式会社日清製粉グループ本社 430株

相互保有株式

千葉共同サイロ株式会社 129株

【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
自己株式 株式会社日清製粉 グループ本社	東京都千代田区神田錦町 一丁目25番地	2,995,000	-	2,995,000	1.19
相互保有株式 石川株式会社	神戸市兵庫区島上町 一丁目2番10号	139,500	-	139,500	0.05
株式会社若葉商会	神戸市灘区摩耶埠頭2番8	103,000	-	103,000	0.04
千葉共同サイロ株式会社	千葉市美浜区新港16番地	79,000	-	79,000	0.03
日本ロジテム株式会社	東京都品川区荏原 一丁目19番17号	5,500	-	5,500	0.00
計		3,322,000	-	3,322,000	1.32

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	59,020	34,543
受取手形及び売掛金	2 65,015	2 68,948
有価証券	16,141	26,726
たな卸資産	62,283	50,361
その他	11,164	15,548
貸倒引当金	194	209
<b>流動資産合計</b>	<b>213,431</b>	<b>195,918</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物(純額)	45,329	45,105
機械装置及び運搬具(純額)	28,816	28,821
土地	35,704	35,348
その他(純額)	5,519	6,607
<b>有形固定資産合計</b>	<b>115,370</b>	<b>115,883</b>
<b>無形固定資産</b>		
のれん	9,044	7,989
その他	3,754	3,808
<b>無形固定資産合計</b>	<b>12,798</b>	<b>11,797</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	80,378	86,415
その他	10,138	9,679
貸倒引当金	161	150
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>90,355</b>	<b>95,944</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>218,525</b>	<b>223,625</b>
<b>資産合計</b>	<b>431,956</b>	<b>419,544</b>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2 50,003	2 37,097
短期借入金	5,813	4,575
未払法人税等	5,442	2,492
引当金	243	165
未払費用	15,692	13,089
その他	15,092	17,753
流動負債合計	92,287	75,173
固定負債		
長期借入金	2,117	3,071
引当金		
退職給付引当金	18,420	18,787
その他の引当金	1,823	1,704
引当金計	20,244	20,491
繰延税金負債	11,814	10,780
その他	6,693	6,385
固定負債合計	40,869	40,729
負債合計	133,157	115,902
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,117	17,117
資本剰余金	9,453	9,456
利益剰余金	247,736	254,767
自己株式	3,186	3,194
株主資本合計	271,120	278,147
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	22,776	20,808
繰延ヘッジ損益	170	323
為替換算調整勘定	2,677	3,322
その他の包括利益累計額合計	20,269	17,810
新株予約権	188	220
少数株主持分	7,220	7,462
純資産合計	298,798	303,641
負債純資産合計	431,956	419,544

( 2 ) 【 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 】  
【 四半期連結損益計算書 】  
【 第 3 四半期連結累計期間 】

( 単位 : 百万円 )

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年12月31日)
売上高	329,627	342,121
売上原価	227,218	236,826
売上総利益	102,408	105,295
販売費及び一般管理費	84,320	88,151
営業利益	18,088	17,143
営業外収益		
受取利息	154	143
受取配当金	1,351	1,422
持分法による投資利益	760	711
その他	643	600
営業外収益合計	2,909	2,878
営業外費用		
支払利息	64	108
為替差損	106	-
その他	69	107
営業外費用合計	240	215
経常利益	20,757	19,806
特別利益		
固定資産売却益	469	143
投資有価証券売却益	-	39
その他	-	11
特別利益合計	469	194
特別損失		
固定資産除却損	185	397
減損損失	462	-
退職給付制度改定損	1,238	-
その他	84	85
特別損失合計	1,970	482
税金等調整前四半期純利益	19,256	19,519
法人税等	7,755	6,987
少数株主損益調整前四半期純利益	11,501	12,531
少数株主利益	595	529
四半期純利益	10,905	12,002

【四半期連結包括利益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	11,501	12,531
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	331	1,972
繰延ヘッジ損益	93	80
為替換算調整勘定	931	565
持分法適用会社に対する持分相当額	132	97
その他の包括利益合計	1,489	2,360
四半期包括利益	10,012	10,171
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	9,752	9,543
少数株主に係る四半期包括利益	259	628



【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

(1) 連結の範囲の重要な変更

日清製粉プレミックス㈱及びChampion Flour Milling Ltd.は、当第3四半期連結会計期間より、新たに設立したため連結の範囲に含めております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

トオカツフーズ㈱は、当第3四半期連結会計期間より、株式を取得したため持分法適用の範囲に含めております。

【会計方針の変更等】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

(税金費用の計算)

税金費用については、「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第19項の規定により、「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」第12項(法定実効税率を使用する方法)に準じて計算しております。

なお、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

連結会社以外の会社等の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
(従業員住宅ローン)	83百万円	62百万円
(取引先関係)		
日本バイオ㈱	122	101
計	206	163

- 2 四半期連結会計期間末日満期手形は、手形交換日をもって決済処理をしております。したがって、当第3四半期連結会計期間末日は金融機関の休日であったため、四半期連結会計期間末日満期手形が以下の科目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
受取手形	379百万円	325百万円
支払手形	0	0

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
減価償却費	10,009百万円	9,916百万円
のれんの償却額	18	446

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1. 配当に関する事項

(配当金支払額)

平成23年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 2,485百万円  
1株当たり配当額 10円  
基準日 平成23年3月31日  
効力発生日 平成23年6月29日  
配当の原資 利益剰余金

平成23年10月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 2,485百万円  
1株当たり配当額 10円  
基準日 平成23年9月30日  
効力発生日 平成23年12月5日  
配当の原資 利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当第3四半期連結累計期間における剰余金の配当については「1. 配当に関する事項」に記載しております。なお、この他に該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

1. 配当に関する事項

(配当金支払額)

平成24年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 2,485百万円  
1株当たり配当額 10円  
基準日 平成24年3月31日  
効力発生日 平成24年6月28日  
配当の原資 利益剰余金

平成24年10月30日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 2,485百万円  
1株当たり配当額 10円  
基準日 平成24年9月30日  
効力発生日 平成24年12月7日  
配当の原資 利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当第3四半期連結累計期間における剰余金の配当については「1. 配当に関する事項」に記載しております。なお、この他に該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額(注3)
	製粉	食品	計				
売上高							
外部顧客への売上高	129,548	172,057	301,605	28,021	329,627	-	329,627
セグメント間の内部 売上高又は振替高	14,283	361	14,645	2,836	17,482	17,482	-
計	143,831	172,419	316,251	30,858	347,109	17,482	329,627
セグメント利益	5,988	9,904	15,892	2,233	18,125	37	18,088

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ペットフード、エンジニアリング、メッシュクロス、荷役・保管事業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去等であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額(注3)
	製粉	食品	計				
売上高							
外部顧客への売上高	134,836	177,063	311,900	30,221	342,121	-	342,121
セグメント間の内部 売上高又は振替高	13,541	371	13,912	3,054	16,966	16,966	-
計	148,378	177,434	325,812	33,275	359,088	16,966	342,121
セグメント利益	7,017	8,270	15,287	1,877	17,165	21	17,143

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ペットフード、エンジニアリング、メッシュクロス、荷役・保管事業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去等であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	43円89銭	48円31銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	10,905	12,002
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	10,905	12,002
普通株式の期中平均株式数(株)	248,484,678	248,471,055
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	-	-
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

### 中間配当

平成24年10月30日開催の取締役会において、平成24年9月30日を基準日として、次のとおり中間配当を行う旨決議しました。

1 中間配当金総額	2,485百万円
2 1株当たりの配当額	10円
3 中間配当の効力発生日(支払開始日)	平成24年12月7日

### その他

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月13日

株式会社日清製粉グループ本社  
取締役社長 大枝宏之殿

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 星野正司 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 會田将之 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 根本知香 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社日清製粉グループ本社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日清製粉グループ本社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。